

令和5年度給与支払報告書の提出について

質問 給与支払報告書の提出の際に、何か気を付けることはありますか？

回答 次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和5年1月31日**までに提出してください（早期提出にご協力をお願いいたします。）。
- **令和5年度提出分から「市区町村提出用」の給与支払報告書（総括表・個人別明細書）は、1枚に変更されました。**（複写式や独自の用紙を使用される場合は2枚目の提出は不要です。）。
- 給与支払報告書の**カナ氏名、住所、生年月日は必ず記載**してください。
- **横浜市では総括表の「納付書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。**
- その他の注意点については、**横浜市ホームページに「給与支払報告書の提出等について」（PDF）を掲載しています**ので、そちらもご確認ください。

【提出先・問合せ先】

横浜市 給与支払報告書

検索

横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045 (671) 4471

受付時間：8時45分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

横浜市 特別徴収

検索

軽自動車の車検は、
軽JNKS
で変わる！

令和5年1月から、
Jidoshazel Nofu Kakunin System ジェンクス
軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、
継続検査窓口での
納税証明書の提示が不要
になります！

ご注意ください

- 軽JNKSの対象は、車検の手続き先が軽自動車検査協会である軽三輪自動車及び軽四輪自動車です。
- 軽自動車税（種別割）の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンス・ストアの窓口でお支払いいただき、納税証明書を取得してください。
- 納税証明に関するご質問は、区役所税務課収納担当にお問い合わせください。

市税の納税証明について、詳細は横浜市のウェブサイトをご覧ください。

横浜市 納税証明

【記事作成課】横浜市財政局徴収対策課 電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください！

・地方税共通納税システム ・ペイジー納付 ・クレジット納付 ・スマホ決済

横浜市税 納付方法

検索